

河合地域住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い河合地域を形成していくとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもとに、河合地域まちづくり計画(以下「まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(名称)

第2条 この会を河合地域住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市馬場 1128 番地 河合地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、河合地域内とする。ただし、他の住民自治協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 河合地域に居住する住民
- (2) 河合地域に住所地を置く事業所
- (3) 河合地域で活動する区及び自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長 1名

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の仕事)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員となり新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

- 2 会議は原則公開とする。

(総会)

第11条 総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会の部会員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

- 6 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第 12 条 運営委員会は、役員、各区及び自治会から選出された者、部会長及び識見を有する者又は公募住民により構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が召集する。
 - 4 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、第 1 項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

- 第 13 条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。
- 2 実行委員会に次の部会を置く。
 - (1) 広報部会
 - (2) 福祉部会
 - (3) 環境部会
 - (4) 教育・文化部会
 - (5) 産業振興部会
 - (6) 防災・防犯部会
 - (7) 自治会部会
 - 3 部会員は、会長が識見者・各区の推薦者及び公募住民の中から選任し、運営委員会の同意を得る。
 - 4 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第4章 財務

(会計)

第14条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第15条 会費は、運営委員会で定めた額とする。

第5章 その他

(規約の変更)

第16条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(規則等への委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年11月2日から施行する。
- 2 この協議会の設立年度の会計年度は、第14条第2項の規定にかかわらず、平成16年11月2日から平成17年3月31日までとする。
- 3 この協議会の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成16年11月2日から平成18年3月31日までとする。
- 4 平成18年4月1日一部改正する。
- 5 平成22年4月21日一部改正する。
- 6 平成23年4月21日一部改正する。

河合住民自治協議会役員等選考内規

- 1 役員等の選考は、選考委員会において行う。
- 2 役員等とは規約第7条の役員及び識見者とする。
- 3 選考委員会は、各区より選出された現運営委員により構成する。
- 4 選考委員会の組織は、当該委員会において協議決定する。
- 5 選考に当り必要な場合は、選考委員以外者の意見を求めることが出来る。
- 6 選考委員会における選考結果は、運営委員会を経て総会に提案する。